

発議第7号

香芝市議会基本条例の一部を改正することについて

香芝市議会基本条例の一部を次のとおり改正する。

令和6年12月25日提出

提 出 者

香芝市議会議員

筒 井 寛

賛 成 者

香芝市議会議員

中 川 廣 美

下 村 佳 史

眞 鍋 亜 樹

香芝市議会基本条例の一部を改正する条例

香芝市議会基本条例（令和３年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「質問を行い」を「質問をし」に改め、同条第４項中「行う」を「する」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項の規定による」を「第１項及び前項の」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項の規定による」を「第１項の」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の質問は、定例会の閉会后、次の定例会の開会までの間において、同一の議員につき、１回及び３問を超えることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。